



ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士

杉山 秀夫 (関東信越税理士会大宮支部)

大井賀津子 (関東信越税理士会川越支部)



先月母が癌で亡くなりました。母の死亡により、我が家では次の保険に加入していることが分かりました。

	保険1	保険2	保険3	保険4
種類	死亡	死亡	医療	死亡
被保険者	母	母	母	父
契約者	母	母	父	母
保険料負担者	母	母	父	母
保険金受取人	私	私	私	私

**保険1**：母の死亡により私に3,000万円の死亡保険金が支払われました。また、これとは別に生前母が請求してあったリビングニーズ500万円も死亡後支払われました。

**保険2**：生前母が契約者貸付1,000万円を受けていたので、死亡保険金3,000万円から利息と併せ1,054万円が差し引かれ、支払われました。

**保険3**：医療保険ですが、入院給付金100万円と死亡保険金100万円が支払われました。

**保険4**：契約者と保険料負担者を私に変更しました。これらの保険について税金はどうなりますか？



今回は、保険に関するご質問ですね。生命保険については2020年5月号(第24回)「生命保険金の課税について」でご説明しましたが、今回は、死亡保険金、医療保険金などの複数の生命保険のほか、保険金支払い原因が発生していない保険もあるようですね。

まず、生命保険に関する課税関係を復習してから、今月のご質問にお答えします。

### 1. 生命保険金の課税関係

生命保険金を受け取った場合は、その保険金の死亡・満期等の支払原因(以下「保険事故」といいます)

す。)や、保険料の負担者が誰であるかにより課税される税金が異なります。

#### (1) 被保険者が死亡したことにより保険金が支払われる場合 (図1参照)

##### ① 被保険者=保険料負担者≠保険金受取人

支払われる保険金は相続税の対象となります。

##### ② 被保険者≠保険料負担者=保険金受取人

所得税の対象となります。

保険金を一時金で受け取る場合は一時所得に、年金方式で受け取る場合は雑所得の対象となります。

##### ③ 被保険者≠保険料負担者≠保険金受取人

贈与税の対象となります。

#### (2) 満期等で保険金が支払われる場合 (図2参照)

##### ④ 保険料負担者=保険金受取人

所得税の対象となります。上記②と同じように受け取り方により一時所得または雑所得となります。

##### ⑤~⑦ 保険料負担者≠保険金受取人

贈与税の対象となります。

### 2. ご質問の場合

#### (1) 保険1の死亡保険金3,000万円について

相続税の対象となります(図1①参照)。お母様の死亡保険金の合計額のうち、「500万円×法定相続人の数」により計算した額を超える部分が相続税の対象となります。

#### (2) 保険1のリビングニーズ500万円について

リビングニーズ特約により被保険者の余命が6カ月以内と判断された時に受け取ることでできる生前給付金は、保険事故が死亡ではなく、また、保険料

図1 死亡の場合

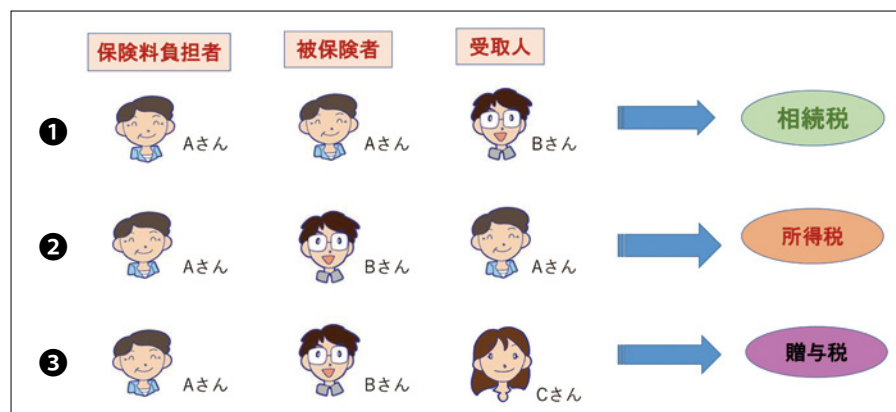
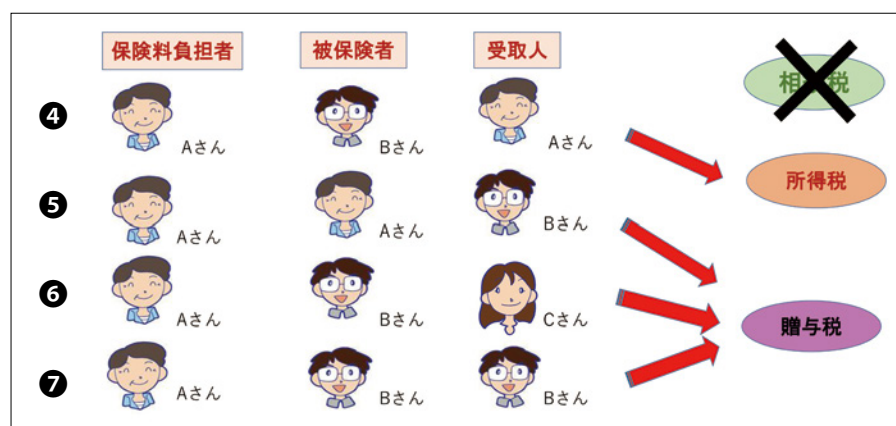


図2 満期等の場合



負担者と受取人が同一のため、所得税の対象となります(図2④参照)が、余命6カ月以内を基因としている点は、疾病による重度障害を基因としている保険金と同様に所得税は非課税となります。

ただし、ご質問の場合は、被保険者が亡くなられてから支払われたようですので、本来は被相続人に支払われる保険金であり、相続開始時に未収であったことから未収金として相続税の対象になります。この場合500万円の非課税規定は適用されません。

### (3)保険2の死亡保険金について

上記(1)と同じ死亡保険金ですので、相続税の対象となります(図1①参照)。保険事故の発生前に契約者貸付制度で借り入れていたので、当初契約の保険金額(3,000万円)から元利合計額(1,054万円)を控除した金額(1,946万円)が死亡保険金の金額となります。

これと保険1(3,000万円)との合計(4,946万円)のうち、「500万円×法定相続人の数」を超える部分が相続税の対象となります。

### (4)保険3の入院給付金について

身体の傷害に基因して支払いを受ける入院給付金、手術給付金などの医療保険の給付金は、受取人が被保険者自身、又は配偶者・直系血族・生計を一にするその他の親族の場合は非課税となります。

ご質問の場合は、被保険者の直系血族であるあなたが受け取られているので税金の対象とはなりません。

### (5)保険3の死亡保険金について

死亡を保険事故として支払われていますが、保険料負担者は被相続人ではなく、お父様なので贈与税の対象となります(図1③参照)。

### (6)保険4の契約者変更について

被相続人が契約者(保険料負担者)であり、保険事故が発生していない保険契約において、相続開始により保険契約者が変更された場合は、「保険契約に関する権利」が被相続人が変更後の契約者に引き継がれたことになり、相続税の対象となります。

ご質問の場合は、お母様からあなたが相続開始時の解約返戻金の額に相当する権利を承継したことにより、相続税の対象となります。

▶さらに詳しくお知りになりたい方は、武蔵野銀行の各支店の窓口、ぶぎん地域経済研究所までお問合せください。